

活平版、軽印刷物品管理課契約希望業者登録要領

1 趣 旨

この要領は、兵庫県出納局物品管理課（以下「物品管理課」という。）における活平版印刷及び軽印刷に係る競争入札及び見積り合わせ（以下「入札等」という。）に参加を希望する業者（以下「活平版、軽印刷管理課契約希望業者」という。）の登録に係る事務処理について、必要な事項を定める。

2 登録の対象者及び要件

登録の対象者は、「物品関係入札参加資格」の有資格者で、兵庫県内に事業所を有する者のうち、次に掲げる要件を全て満たしている者とする。

なお、登録は兵庫県内の事業所（本社を含む。）のうち1か所とする。

(1) 活平版印刷

ア 物品関係入札参加資格審査申請において、活平版印刷を第1希望業種としている者。

イ 物品管理課が行う入札等に参加を希望する者。

ウ 登録を希望する事業所において、過去1年間、官公庁または民間会社との間で、印刷に関する相当の契約実績を有する者。

(2) 軽印刷

ア 物品関係入札参加資格審査申請において、軽印刷を第1希望業種としている者。

イ 物品管理課が行う入札等に参加を希望する者。

ウ 登録を希望する事業所において、過去1年間、官公庁または民間会社との間で、印刷に関する相当の契約実績を有する者。

3 活平版、軽印刷物品管理課契約希望業者登録の手続き

(1) 活平版、軽印刷物品管理課契約希望業者の登録を受けようとする者は、物品管理課に対し、以下の書類等を提出して申請する。

なお、申請は随時可能とする。ただし、有効期間の満了に伴う更新のための申請時期については別に定める。

ア 活平版、軽印刷物品管理課契約希望業者登録申請書（様式1）

イ 印刷物納入実績一覧表（様式2）及び納入した印刷物の現物（様式2に記載されたものの内から2～3件を、申込者が任意に選択する。）

ただし、過去1年間で、物品管理課との契約実績が2件以上ある者及び有効期間の満了に伴う更新の際に前回と同一業種で申請する者は提出を要しない。

ウ 入札参加資格審査申請時に提出した「印刷業に関する保有機器申告書」

(2) 物品管理課は、上記(1)の申請を受理した場合、書類等の内容を審査の上、様式3によりその結果を通知する。

なお、審査に合格した者については、活平版、軽印刷管理課契約希望業者として登録する。

(3) 物品管理課は、上記(2)の登録について必要と認められる場合は、印刷機器の設置状況や、印刷工程等の調査を行う。

4 登録の有効期間

上記3の登録は、上記3(1)の申請書を毎月1日から同月末日までに受理したものについて、翌々月の1日から、入札参加資格を有する期間中有効とする。

また、有効期間の満了に伴う更新のための申請の場合は、上記 3(1)の申請書を、別に定める期間内に受理したものについて、有効期間が満了する日の翌日の 4 月 1 日から、入札参加資格を有する期間中有効とする。

5 入札等の参加者の指名

物品管理課における、活平版印刷、軽印刷の入札等は、それぞれ登録された活平版、軽印刷物品管理課契約希望業者から指名選定する。

6 登録の取り消し

登録者が次のいずれかに該当する場合は、登録を取り消す。ただし、登録取り消し後に再度登録を申し出ることを妨げない。

- (1) 活平版、軽印刷物品管理課契約希望業者の申請書等に虚偽の記載をした者。
- (2) 活平版、軽印刷物品管理課契約希望業者辞退届（様式 4）の提出があった者。

附則

この要領は、平成 16 年 3 月 1 日から施行する。

附則

この要領は、平成 17 年 12 月 1 日から施行する。

附則

この要領は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この要領は、平成 19 年 12 月 1 日から施行する。

附則

この要領は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この要領は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。